

意見書案第8号

教育予算の拡充を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月8日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	落合 信太郎
〃	〃	池田 慈
〃	〃	入江 洋一
〃	〃	阿部 洋子
〃	〃	赤羽 直一
〃	〃	小堤 修
〃	〃	関戸 勇
〃	〃	竹原 大蔵

教育予算の拡充を求める意見書（案）

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。（公財）連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると、7～8割の教員が一月の時間外労働が80時間（過労死ライン相当）となっていること、1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. きめ細やかな教育の実現のために少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣 内閣官房長官 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣